



令和7年11月27日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 澤井 乙夫

地方産業安全専門官 中野 亮

電話 (0776) 22-2657

報道関係者 各位

北信越5県で冬季無災害運動を推進します

~積雪・凍結による転倒、車・バイクのスリップ事故等防止を呼びかけ~

福井労働局（局長：石川良国）では、冬季の積雪・凍結による転倒、車・バイクのスリップによる労働災害を防止し、さらなる死亡災害及び休業災害の減少を図るため、「冬季無災害運動実施要領」（別添1）を定め、本年も、「冬季無災害運動」を令和7年12月1日から令和8年2月28日まで展開することといたしました。

また、新潟・富山・石川・長野の労働局と共同で作成したポスター（別添2）を関係団体、事業場等へ配布するなど、北信越地域の冬季の労働災害防止を5局合同で呼びかけてまいります。

冬季無災害運動実施要領

～冬季に発生しやすい特有の災害に対する防止対策に取り組みましょう

～

福井県内においては、例年、冬季における積雪・凍結等に起因して発生する労働災害（以下「冬季特有災害」という。）が多く発生しており、中には、手足等を骨折する等の休業3か月以上にも至る重傷災害が発生している。

冬季特有災害は気候により大きく増減するが、最も多い転倒災害は気温が氷点下となるような深夜から早朝の出退勤時に凍結又は積雪のある事業場の玄関、屋外通路、駐車場において、多く発生している。

年末年始は生活のリズムの変化、気象条件（積雪・凍結等）、交通事情等から労働災害が増加する時期であり、職場では、余裕をもった行動と災害防止のための特別な配慮が必要となることから、冬季の積雪・凍結時及び年末年始の非定常作業時等の労働災害防止運動を積極的に展開し、更なる労働災害の減少を図るため、下記により「冬季無災害運動」を実施する。

記

1 実施期間

令和7年12月1日から令和8年2月28日まで

2 主唱者

福井労働局、福井・武生・敦賀・大野労働基準監督署

3 実施者

各事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体等に対する協力要請
- (2) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (3) ポスター、ホームページ、記者発表等による広報

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生パトロールの実施
- (3) 積雪・凍結等による転倒災害防止対策の徹底
- (4) 交通労働災害防止ガイドラインに基づく冬季の交通労働災害防止対策の推進

(5) 屋根の雪下ろし等による墜落・転落防止対策の徹底

(6) 除雪機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底

冬季無災害運動 推進中！

~ 目指そう冬季災害ゼロ ~

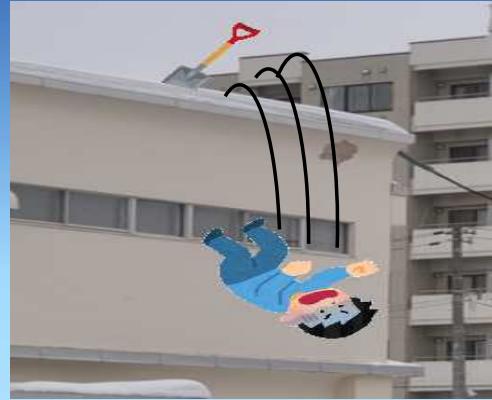
取組
期間

令和 7 年 12 月 1 日
～令和 8 年 2 月 28 日



除雪機の回転部(オガ)
との接触

ここに
注意！



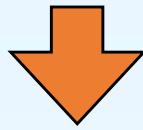
屋根除雪中の墜落



③凍結路面等での転倒



凍結路面での交通事故



こんな対策を！



①接触には

- ・点検調整時はエンジンや電源をオフに！
- ・除雪エリアへの立入禁止！



転倒には

- ・耐滑性が高い靴の着用を！
- ・滑止めマットなどの使用を！



墜落には

- ・保護帽と墜落制止用器具の使用を！
- ・2名以上で作業を！



④交通事故には

- ・冬用タイヤへの履き替えは早めに！
- ・「急」の付く運転はダメ！



新潟・富山・石川・福井・長野労働局・各労働基準監督署